

# 東京大学大学院医学系研究科附属グローバルナーシングリサーチセンター規則

平成28年12月21日 制定

## (設置)

第1条 東京大学大学院医学系研究科（以下「医学系研究科」という。）に附属施設として、グローバルナーシングリサーチセンター（以下「センター」という。）を置く。

## (目的)

第2条 センターは、異分野融合型イノベティブ看護学研究の推進とグローバルで活躍する若手研究者を育成することを目的とする。

## (部門)

第3条 センターに、次に掲げる部門を置く。

- (1) ケアイノベーション創生部門
- (2) 看護システム開発部門

## (センター長)

第4条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、医学系研究科健康科学・看護学専攻の教授のうちから選考し、代議員会の議を経て、研究科長が指名する。
- 3 センター長は、センターを統括し、これを代表する。
- 4 センター長の任期は、原則として2年とする。ただし再任を妨げない。

## (副センター長)

第5条 センターに、副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長は、センター運営委員会の議を経て、センター長が指名する。
- 3 副センター長は、センター長の職務を補佐する。
- 4 副センター長の任期は、当該副センター長を指名したセンター長の在任期間を超えないものとする。

## (運営委員会)

第6条 センターに、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、センターの運営に関する重要事項を審議する。
- 3 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。